

昭和四十九年文部省令第二十八号

大学院設置基準

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第八条、第六十八条第一項及び第八十八条の規定に基づき、大学院設置基準を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 教育研究上の基本組織（第五条—第七条の三）

第三章 教育研究実施組織等（第八条—第九条の三）

第四章 収容定員（第十条）

第五章 教育課程（第十一条—第十五条）

第六章 課程の修了要件等（第十六条—第十八条）

第七章 施設及び設備等（第十九条—第二十二条の四）

第八章 独立大学院（第二十三条—第二十四条）

第九章 通信教育を行う課程を置く大学院（第二十五条—第三十条）

第九章の二 研究科等連係課程実施基本組織に関する特例（第三十条の二）

第十章 共同教育課程に関する特例（第三十一条—第三十四条）

第十一章 工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例（第三十四条の二・第三十四条の三）

第十二章 國際連携専攻に関する特例（第三十五条—第四十一条の五）

第十三章 雜則（第四十二条—第四十六条）

附則
第一章 総則

（趣旨）

第一条 大学院は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学院を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようすることもとより、学校教育法第一百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不斷の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。
(教育研究上の目的)
(入学者選抜)

第一条の二 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めるものとする。

(大学院の課程)
第一条の三 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五第二項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(専攻)

第二条 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。

(専ら夜間ににおいて教育を行ふ大学院の課程)

第二条の二 大学院には、専ら夜間ににおいて教育を行ふ修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。

(修士課程)

第三条 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

（博士課程）

第四条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする目的とする。

2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができる。

3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとすることができる。

4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。

5 第二項及び第三項の規定にかかるわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。

第二章 教育研究上の基本組織
(研究科)

第五条 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適當な規模内容を有すると認められるものとする。

(専攻)

第六条 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適當と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適當と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。

(研究科と学部等の関係)

第七条 研究科を組織するに当たつては、学部、大学附置の研究所等と適當な連携を図る等の措置により、当該研究科の組織が、その目的にふさわしいものとなるよう配慮するものとする。
(複数の大学が協力して教育研究を行ふ研究科)

第七条の二 大学院には、二以上の大学が協力して教育研究（第三十一条第二項に規定する共同教育課程（次条第二項、第十三条第二項及び第二十三条の二において「共同教育課程」という。）及び第三十六条第一項に規定する国際連携教育課程（第十三条第二項及び第二十三条の二において「国際連携教育課程」という。）を編成して行うものを除く。第八条第六項において同じ。）を行ふ研究科を置くことができる。

職大学院を除く。以下この項において同じ。)に三年(第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第十八条第一項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年(第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間)とする。)と/or)第十六条第一項ただし書の規定による在学期間に優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年(第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年(第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、以上在学すれば足りるものとする。

4 第一項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十五条において準用する大学設置基準第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。

(大学院における在学期間の短縮)

第十八条 大学院は、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第三十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該大学院に入学する前に修得した単位(学敎教育法第二百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超える範囲で当該大学院が定める期間に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも一年以上在学するものとする。

2 前項の規定は、修士課程を修了した者の前条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する博士課程における在学期間(同条第一項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。)については、適用しない。

第七章 施設及び設備等

(講義室等)

第十九条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。

(機械・器具等)

第二十条 大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(教育研究上必要な資料)

第二十一条 大学院は、教育研究を促進するため、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいふ。)により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。

(学部等の施設及び設備の共用)

第二十二条 大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。
第二十二条の二 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第十八条第一項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年(第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間)とする。)と/or)第十六条第一項ただし書の規定による在学期間に優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年(第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年(第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、以上在学すれば足りるものとする。

(教育研究環境の整備)

第二十二条の三 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

(研究科等の名称)

第二十二条の四 研究科及び専攻(以下「研究科等」という。)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第八章 独立大学院

第二十三条 学校教育法第三百三条に定める大学に置く大学院(以下「独立大学院」という。)の研究科の種類及び数、教員数その他は、当該大学院の教育研究上の目的に応じ適当な規模内容を有すると認められるものとする。

第二十三条の二 独立大学院は、共同教育課程及び国際連携教育課程のみを編成することはできない。

(独立大学院)

第二十四条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。

2 独立大学院が研究所等との緊密な連係及び協力の下に教育研究を行う場合には、当該研究所等の施設及び設備を共用することができる。ただし、その利用に当たつては、十分な教育上の配慮を行ふものとする。

第九章 通信教育を行う課程を置く大学院

(通信教育を行う課程)

第二十五条 大学院には、通信教育を行う修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。

(通信教育を行ひ得る専攻分野)

第二十六条 大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとする。

(通信教育を併せ行う場合の教育研究実施組織)

第二十七条 昼間又は夜間において授業を行う大学院が通信教育を併せ行う場合においては、通信教育を行う専攻ごとに、第九条に規定する教員を、教育に支障のないよう相当数増加するものと/or)第六条の二の規定による教員を、教育に支障のないよう相当数増加するものとする。

(大学通信教育設置基準の準用)

第二十八条 通信教育を行う課程の授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第三条から第五条までの規定を準用する。

第二十九条 通信教育を行う課程を置く大学院は、教育に支障のないよう、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設を有するものとする。

(添削等のための組織等)

第三十条 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

(第九章の二 研究科等連係課程実施基本組織に関する特例)

第三十条の二 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる二以上の研究科等(研究科又は研究科以外の基本組織(この条の規定により置かれたものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の研究科等が有する教育研究実施組織並びに施設及び設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科以外の基本組織(以下この条において「研究科等連係課程実施基本組織」という。)を置くことができる。

- 研究科等連係課程実施基本組織に置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、前項に規定する二以上の研究科等（次項において「連係協力研究科等」という。）の教員であつて、第九条第一項各号に定める資格を有する者がこれを兼ねることができる。

4 研究科等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力研究科等の収容定員の内数とし、当該研究科等連係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとする。

3 第七条の三第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第九条、第九条の二、第十条、第十章から第十二章まで及び第四十五条を除き、「研究科」には研究科等連係課程実施基本組織を含むものとする。

2 第十章 共同教育課程に関する特例

（共同教育課程の編成）

第三十一条 二以上の大学院（専門職大学院を除く。以下この章において同じ。）は、その大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十二条第一項の規定にかかるわらず、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学院を開設する大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。）を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

（共同教育課程に係る修了要件）

第三十二条 構成大学院は、学生が当該構成大学院のうち一の大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成大学院のうち他の大学院における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

2 構成大学院は、学生が当該構成大学院のうち一の大学院において受けた共同教育課程に係る研究指導を、当該構成大学院のうち他の大学院において受けた当該共同教育課程に係るものとそれぞれみなすものとする。

（共同教育課程に係る修了要件）

第三十三条 共同教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条第一項（第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条第一項及び第十六条の二）に定めるものほか、それぞれの大院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 共同教育課程である博士課程の修了の要件（第十七条第三項本文に規定する場合を除く。）は、同条第一項又は第二項に定めるものほか、それぞれの大院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、第十五条において準用する大学設置基準第十九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一の大院等連携推進法人（同項第二号に規定する大学等連携推進法人をいい、共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における前二項の規定の適用については、同項中「十単位」とあるのは「七単位」とする。

4 前三项の規定によりそれぞれの大院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において準用する大学設置基準第二十七条の三若しくは第十五条において読み替えて準用する同項第二号に規定する大学等連携推進法人を置く施設及び設備について、それぞれの大院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせ

（共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備）

第三十四条 第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備については、それぞれの大院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせ

て一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じ必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学院ごとに当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十一章 工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例

- 4 第七条の三第三項の規定にかかるわらず、この省令において、第二章、第九条、第九条の二、第十一条、第十章から第十二章まで及び第四十五条を除き、「研究科」には研究科等連係課程実施基本組織を含むものとする。

第十章 共同教育課程に関する特例

- (共同教育課程の編成)**

第三十一条 二以上の大学院（専門職大学院を除く。以下この章において同じ。）は、その大学院、研究科及び教授の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合に、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学院のうちの一つの大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうちの一つの大学院が開設する授業科目の一部にのみにして、そしぞれの二つの大学院、

第三十四条の三 前条第二項に規定する工学以外の専攻分野

- 織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。) を編成することができる。
2 前項に規定する教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成する大学院(以下「構成大學院」という。)は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成

- 構成大学院は、学生が当該構成大学院のうち一つの大学院において受けた共同教育課程に係る研究指導を、当該構成大学院のうち他の大学院において受けた当該共同教育課程に係るものとそれぞれみなすものとする。

- 2 科目の履修により十単位以上を修得することとする。
共同教育課程である博士課程の修了の要件（第十七条第三項本文に規定する場合を除く。）は、
同条第一項又は第二項に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る

- 3 全ての構成大学院を置く力学の設置者が同一でありかつ第十五回において準用する力学設置基準第十九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学院を置

- 4 い、共同教育課程に係る業務を行うものに限る。の社員である場合における前二項の規定の適用については、同項中「十単位」とあるのは「七単位」とする。

- において読み替えて準用する同令第二十八条第一項（同条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十条第一項（同条第一項において準用する場合を含む。）又は前条の規定により修

- ## (共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備)

第三十九条 本法施行の日から起算して二年以内に、その施設及び設備について、それがどの大学完畢に置かれた当該共司教育機器を編成する専攻を合わせ第一回の試験に合格した者たるに付する。

- 漢語方言語係にいはれども、漢語方言語系の範囲には、三語六四語言語系が納入される。

- 学院と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。
(共同開設科目)

- 学院と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。
(共同開設科目)

- 学院と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。
(共同開設科目)

した単位は、七単位を超えない範囲で、当該大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該大学院及び連携外国大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項及び第二項の規定により当該大学院及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該大学院及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第三十八条 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。
(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条第一項（第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程について）及び第十六条第一項及び第十六条の二に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 前一項の規定により国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において準用する大学設置基準第二十七条の三若しくは第十五条において読み替えて準用する同令第二十八条第一項（同条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は前条第一項の規定により修得したものとみなすことができる、又はみなしものとする単位を含まないものとする。ただし、第十五条において読み替えて準用する同令第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携専攻に係る教員数)

第四十条 国際連携専攻を置く研究科に係る教員の数は、第九条に規定する教員の数に、大学設置基準第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員一人を加えた数以上とする。

2 第九条第一項の規定にかかるわらず、特定国際連携専攻（その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。次条第二項において同じ。）の教員であつて第九条第一項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合は、当該研究科に置かれる当該他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

(国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十一条 国際連携専攻を設ける大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

2 第十九条から第二十二条までの規定にかかるわらず、特定国際連携専攻に係る施設及び設備について、当該特定国際連携専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることと要しない。（国際連携専攻を設ける二以上の大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の適用）

第四十二条 国際連携専攻を設ける二以上の大学院（専門職大学院を除く。以下この章において同じ。）は、国際連携専攻において連携して教育研究を実施することができる。この場合における（国際連携専攻を設ける二以上の大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の適用）

いて、第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条の規定の適用については、第三十六条第二項及び第三十七条中「国際連携専攻を設ける大学院」とあるのは「国際連携専攻を設ける二以上の大学院」と、「連携外国大学院」とあるのは「それぞれの大学院及び連携外国大学院」と、「当該大学院」とあるのは「それぞれの国際連携専攻を設ける大学院」とする。

(国際連携専攻を設ける二以上の大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成)

第四十二条の三 前条の場合（以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。）にあつては、当該二以上の大学院は、第十二条第一項の規定にかかるわらず、当該二以上の大学院のうち一つの大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第四十二条の四 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学院は、学生が当該二以上の大学院のうち一つの大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該二以上の大学院のうち他の大学院において受けた当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学院は、学生が当該二以上の大学院のうち一つの大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該二以上の大学院のうち他の大学院において受けた当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十二条の五 第十九条から第二十二条までの規定にかかるわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携専攻に係る施設及び設備については、それぞれの大学院に置く当該国際連携専攻を合わせて一つの研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学院ごとに当該国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

(学識を教授するための機会等)

第四十三条 大学院は、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けることとは当該機会に関する情報の提供を行うこととに努めるものとする。

(経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示)

第十三章 雜則

(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程に関する特例)

第四十四条 医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。）又は獣医学を履修する博士課程については、第四条第二項中「五年」とあるのは「四年」と、第十七条第一項中「五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「四年（四年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限」と、「三年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年」と読み替え

て、これらの規定を適用し、第四条第三項から第五項まで並びに第十七条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(外国に設ける組織)

第四十五条 大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に研究科、専攻その他の組織を設けることができる。

(段階的整備)

第四十六条 新たに大学院及び研究科等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附 則

抄

1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 昭和五十年度に開設しようとする大学院の設置認可の申請に係る審査に当たつては、この省令の規定の適用があるものとする。

附 則

抄

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年六月一日）から施行する。

附 則

抄

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年六月一日）から施行する。

附 則

抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則

抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

抄

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則

抄

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則

抄

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附 則

抄

この省令は、平成五年一〇月一日文部省令第三三号）

附 則

抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

抄

（平成一〇年三月三一日文部省令第一三号）

附 則

抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

抄

この省令は、平成二年三月三十一日に大学院において獣医学を履修する博士課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者については、改正後の大学院設置基準第二十六条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則

抄

1 この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附 則

抄

この省令は、平成五年一〇月一日文部省令第一九号）

附 則

抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

抄

（平成一〇年一月一四日文部省令第四二号）

附 則

抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定中第二章に係る部分、同章の章名の改正規定、第七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の次に一条を加える改正規定は、この省令の規定の適用があるものとする。

4 平成十二年度に設置しようとする研究科以外の基本組織及び専門大学院の設置認可の申請に係る大学の設置等の認可の申請手続等に関する規定（平成三年文部省令第四十六号）第七条第一項及び私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第四条第三項の規定の適用については、同項中「六月三十日」とあるのは「十月三十一日」とする。

5 この省令の施行の際、その修士課程において高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う教育を行つてゐると認められる研究科であつて第三十三条及び第三十四条に規定する要件を現に満たすものが専門大学院の設置認可を受ける場合には、平成十六年度までの間に限り、第三十二条第一項の規定にかかるわらず、大学設置基準第十三条に定める専任教員の数に算入される教員をもつて専門大学院の教員の一部とすることができる。

附 則

抄

（施行期日）
1 （平成十三年一月六日）から施行する。

附 則

抄

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則

抄

（施行期日）
1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則

抄

（施行期日）
1 この省令は、平成十六年三月二日文部科学省令第八号）

附 則

抄

（施行期日）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

抄

（施行期日）
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

抄

（施行期日）
この省令は、平成二十二年一月一四日文部科学省令第三九号）

附 則

抄

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則

抄

（平成一九年七月三一日文部科学省令第二二号）

附 則

抄

（施行期日）
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

抄

（平成一九年一月一五日文部科学省令第四三号）

附 則

抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二十二年三月一日から施行する。

附 則

抄

（平成二〇年一月一三日文部科学省令第三五号）

附 則

抄

（施行期日）
この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十一月二十六日）から施行する。

附 則

抄

（平成二一年二月二七日文部科学省令第一号）

附 則

抄

（施行期日）
この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行

<p>附 則 (平成二二年六月一五日文部科学省令第一五号)</p> <p>この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二二年七月一五日文部科学省令第一七号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二四年三月一四日文部科学省令第六号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二六年一一月一四日文部科学省令第三四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 附 則 (平成二八年三月三一日文部科学省令第一八号)</p> <p>この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p>3 附 則 (平成二九年三月三一日文部科学省令第一七号)</p> <p>この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三〇年六月二九日文部科学省令第二二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 附 則 (令和元年八月一三日文部科学省令第一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 附 則 (令和元年八月三〇日文部科学省令第一三号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>3 附 則 (令和二年六月三〇日文部科学省令第二四号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>4 附 則 (令和三年二月一六日文部科学省令第九号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年三月一七日文部科学省令第三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、令和四年八月一日から施行する。</p> <p>(国際連携学科及び国際連携専攻に係る経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際、現に設置されている国際連携学科及び国際連携専攻については、当分の間、大学は、大学設置基準第五十条第三項、専門職大学設置基準第六十二条第三項、大学院設置基準第三十五条第三項、専門職大学院設置基準第三十五条第三項、短期大学設置基準第四十三条第三項及び専門職短期大学設置基準第五十九条第三項に規定する措置を講ずることを要しない。ただし、当該国際連携学科又は国際連携専攻の収容定員が、当該国際連携学科又は国際連携専攻を設ける学部又は研究科若しくは短期大学の収容定員の二割（一の学部又は研究科若しくは短期大学に複数の国際連携学科又は国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部又は研究科若しくは短期大学の収容定員の二割）を超える場合は、当該措置を講ずるものとする。</p> <p>3 この省令の施行の際、現に設置されている国際連携専攻に係る専任教員数については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>4 この省令の施行の際、現に設置されている国際連携学科又は国際連携専攻に係る施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則 (令和四年三月一二日文部科学省令第六号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年九月三〇日文部科学省令第三四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

(認可の申請に係る審査に関する経過措置)

第二条 令和五年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。）の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

2 令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。

3 令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものに限る。）の申請に係る審査については、前項の規定を準用する。

(届出に係る経過措置)

第三条 この省令の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、令和五年度又は令和六年度に行おうとする大学の設置等の届出については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和五年七月三一日文部科学省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。